

第五次

# 鹿児島市障害者計画



鹿児島市



## はじめに



鹿児島市では、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、平成30年度に策定した「第四次鹿児島市障害者計画」に基づき、様々な障害者施策を進めてまいりました。

近年、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正や、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、様々な法制度が整備されてきました。

この度、こうした変化に的確に対応するとともに、障害のある方々の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進するため、「第五次鹿児島市障害者計画」を策定いたしました。

本計画は、障害のある方々の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するとともに、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するため、本市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めたものです。

今後、本計画に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、実効性のある障害者施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご助言を賜りました障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会の委員をはじめとする関係の皆様、そして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和5年3月

鹿児島市長 下鶴 隆央

<b>I 第五次鹿児島市障害者計画について</b>	<b>1</b>
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
(1) 計画の法的位置付け	3
(2) 上位計画・関連計画との関係	3
(3) SDGsとの関連	4
3 計画の対象期間	5
4 計画の構成について	5
<b>II 基本的な考え方</b>	<b>7</b>
1 基本理念	7
2 基本原則	7
(1) 地域社会における共生等	7
(2) 差別の禁止	7
3 社会情勢の変化	8
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応	8
(2) 特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」等の開催	8
4 各分野に共通する横断的視点	8
(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援	8
(2) 共生社会の実現に資する取組の推進	9
(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	10
(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援	10
(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	11
(6) 総合的かつ計画的な取組の推進	11
5 推進体制	12
(1) 連携・協力の確保	12
(2) 計画の評価・管理	12
<b>III 分野別施策の基本的方向</b>	<b>13</b>
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	13
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	14
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	15
2 安全・安心な生活環境の整備	17
(1) 住宅の確保	20
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	21
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	21
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	22
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	23
(1) 情報通信におけるアクセシビリティの向上	24
(2) 情報提供における行政情報のアクセシビリティの向上等	25



(3) コミュニケーション支援の充実	26
4 防災、防犯等の推進	27
(1) 防災対策の推進	29
(2) 防犯対策の推進	30
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	31
5 行政サービス等における配慮	32
(1) 選挙における配慮	32
(2) 窓口等における配慮及び障害者理解の促進等	33
6 保健・医療の推進	34
(1) 精神保健福祉の充実	35
(2) 保健・医療の充実等	36
(3) 人材の育成・確保	37
(4) 難病に関する施策の推進	37
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	38
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	39
(1) 意思決定支援の推進	43
(2) 相談支援体制の構築	43
(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	45
(4) 障害のある子どもに対する支援の充実	47
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	49
(6) 福祉用具の利用支援等	50
(7) 人材の育成・確保	50
8 教育の振興	51
(1) インクルーシブ教育システムの推進	54
(2) 教育環境の整備	56
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	57
9 雇用・就業、経済的自立の支援	58
(1) 総合的な就労支援	61
(2) 経済的自立の支援	62
(3) 障害者雇用の促進	62
(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	63
(5) 一般就労が困難な障害者に対する支援	63
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	64
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興	65
(2) スポーツの振興	66

---

## 資料編 68

鹿児島市の障害者手帳所持者数	69
用語解説	71
障害福祉サービス等の種類	84
障害者等実態調査概要	90

## 1 策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に、障害者基本法に基づく「第四次鹿児島市障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、障害者施策に取り組んできました。

一方、国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、平成30年3月に、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んできました。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障害者が自ら望む地域生活への支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取り組み等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

このほか、障害者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30年に「障害者文化芸術推進法」、令和元年に「読書バリアフリー法」、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、様々な法整備が進められてきました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障害者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

令和3年に開催された、東京2020オリンピック・パラリンピック及び令和5年に本県で開催される「特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会」も契機として、今後とも、障害者等を取りまく環境及び施策は大きく変化していくものと考えられます。

本市においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障害者の実態やニーズに即した障害者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、令和5年度から9年度までを計画期間とする「第五次鹿児島市障害者計画」を策定するものです。

■ 障害者施策等の変遷

年	鹿児島市	障害福祉サービス	国・鹿児島県
H26		障害者総合支援法	「障害者の権利に関する条約」(H26.1批准) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」 H26.10～施行
H27	障害福祉計画第4期計画 H27年度～H29年度 策定		全国障害者・芸術文化祭かごしま大会 開催
H28	・障害者差別解消法に基づく職員対応要領の制定		「障害者総合支援法・児童福祉法」改正 H28.6、H30.4～施行 ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の新設 ・障害児福祉計画の策定 ・医療的ケアを要する障害児に対する支援 など 「発達障害者支援法」改正 H28.8～施行 ・教育、就労の支援、地域での生活支援等の充実 など
H29	・鹿児島市障害者地域生活支援拠点の運用開始 (H29.10～) 第四次障害者計画 H30年度～R4年度 策定 障害福祉計画第5期・障害児計画第1期 H30年度～R2年度 策定		障害者基本計画(第4次) H30年度～R4年度 策定 鹿児島県障害者計画 H30年度～R4年度 策定
H30			「障害者文化芸術推進法」 H30.6～施行 ・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保 など
H31 (R元)	・発達障害児等家族支援補助事業、医療的ケアを必要とする障害児支援事業の開始 ・指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務の県からの権限移譲 (H31.4～)		「読書バリアフリー法」 R元.6～施行 ・視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備 など
R2	障害福祉計画第6期・障害児計画第2期 R3年度～R5年度 策定		「かごしま県民手話言語条例」 R2.3～施行 「障害者雇用促進法」改正 R2.4～施行 ・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 など 「バリアフリー法」改正 R2.6～施行 ・「心のバリアフリー」の推進 など 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」 R2.12～施行 ・電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定 など
R3	・在宅重度心身障害児家族支援事業の開始		「障害者差別解消法」改正 R3.6 ・事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 など 医療的ケア児及びその家族に対する支援法 R3.9～施行 ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 など 東京2020パラリンピック競技大会 開催
R4			障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 R4.5～施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 「児童福祉法」改正 R4.6、R6.4～施行 ・児童発達支援センターの役割・機能の強化 など 「障害者総合支援法」改正 R4.12、R6.4～施行 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 など

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

また、障害者文化芸術推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての位置付けも有する計画として策定します。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

(参考：障害者基本法第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「第5期鹿児島市地域福祉計画」に即した計画とします。また、障害者施策に関連する他の計画と整合を図った上で策定します。

なお、実施計画としては、別途数値目標等を設定した「鹿児島市障害福祉計画」及び「鹿児島市障害児福祉計画」を定めます。

### (3) SDGs との関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の障害福祉を推進していきます。

#### ■ SDGs の17のゴール



#### 本計画と特に関連があるゴール

<p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p><b>8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する</p>	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p><b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

### 3 計画の対象期間

---

本計画は、令和5（2023）年度から9（2027）年度までの5年間とします。

### 4 計画の構成について

---

本計画は、「Ⅰ 第五次鹿児島市障害者計画について」、「Ⅱ 基本的な考え方」、「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」で構成されます。

「Ⅱ 基本的な考え方」では、計画全体の基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示しています。

「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を10分野に整理し、それぞれの分野について計画の対象期間に本市が取り組む施策の基本的な方向を示しています。

## ■ 計画の構成

### I 第五次鹿児島市障害者計画について

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象期間
- 4 計画の構成について

### II 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本原則
- 3 社会情勢の変化
- 4 各分野に共通する横断的視点
- 5 推進体制

### III 分野別施策の基本的方向

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政サービス等における配慮
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興



## Ⅱ

# 基本的な考え方

## 1 基本理念

障害者に関する施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（障害者基本法第1条）を目指すことを基本としています。

本市では、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めます。

## 2 基本原則

本市は、以下の2つを基本原則とし、理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

### (1) 地域社会における共生等

全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保等を図ることを旨として障害者施策を実施します。

### (2) 差別の禁止

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為は禁止されなければなりません。また、障害者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁の除去については、それを必要としている障害者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去を進めます。

### 3 社会情勢の変化

#### (1) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害者を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。また、障害者へのサービス提供を担う事業者側でも、経営に影響が出るなどの課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障害者もいます。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害者を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められます。

#### (2) 特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」等の開催

令和3年夏に東京で開催されたパラリンピック競技大会に続き、本県では、令和5年に特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」が開催される予定であり、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上や心のバリアフリーへの理解が大きく進む機会となります。

### 4 各分野に共通する横断的視点

本計画に記載する各分野の施策については、前述の基本原則や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら推進します。

#### (1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の策定及び実施に

当たっては、障害者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

障害者の施策決定過程への参画を促進する観点から、障害者施策の検討及び進行管理を行う鹿児島市障害者自立支援協議会等の委員の選任に当たっては、当該協議会等の目的・性格等に応じて、障害者の委員の選任に配慮します。また、障害者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障その他の合理的配慮を行います。

あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を図ります。

## (2) 共生社会の実現に資する取組の推進

障害者基本法第2条においては、障害者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

そのためには、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティの向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を進めるため、社会のあらゆる場面でアクセシビ

リテイ向上の視点を取り入れていきます。

### (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な対応を図ります。

### (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、障害特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、国、県その他関係機関と連携し、地域の実情に即した支援を実施します。

## (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえた障害者施策の実施等を図ります。

### ① 障害のある女性

障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いた障害者施策の実施等のため、鹿児島市障害者自立支援協議会等の委員の選任に当たっては、女性、特に障害のある女性の参画拡大を図ります。

### ② 障害のある子ども

障害のある子どもに対しては、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要であり、この場合、成人の障害者とは異なる支援を行う必要性があることに留意します。

### ③ 障害のある高齢者

障害のある高齢者は、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置き、障害者施策を策定・実施します。

## (6) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国及び県との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策を立案、実施します。

また、効果的・効率的かつ安定的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に係る他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。



## 5 推進体制

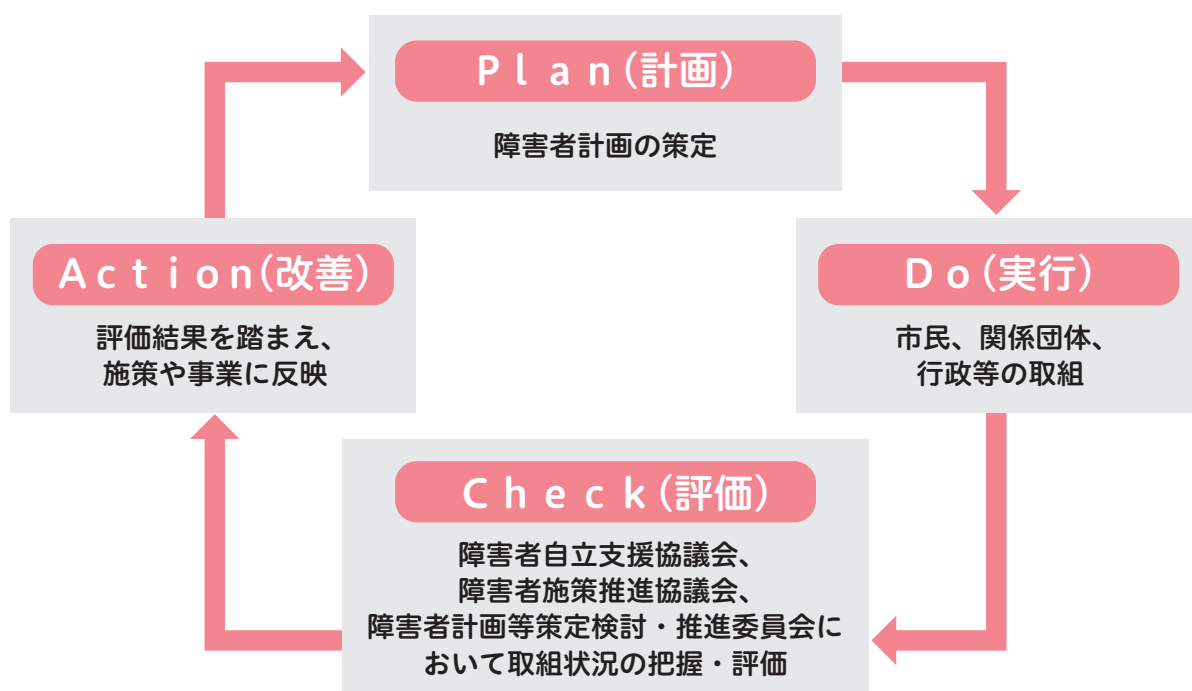
### (1) 連携・協力の確保

障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに鹿児島市障害者自立支援協議会及び鹿児島市障害者施策推進協議会と緊密な連携・協力を図ります。

### (2) 計画の評価・管理

本計画の推進に当たっては、鹿児島市障害者自立支援協議会及び鹿児島市障害者施策推進協議会において、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施を図ります。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直します。



# III

## 分野別施策の基本的方向



### 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### 基本的考え方

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法や県が制定した障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例等の実効性ある施行を図ります。

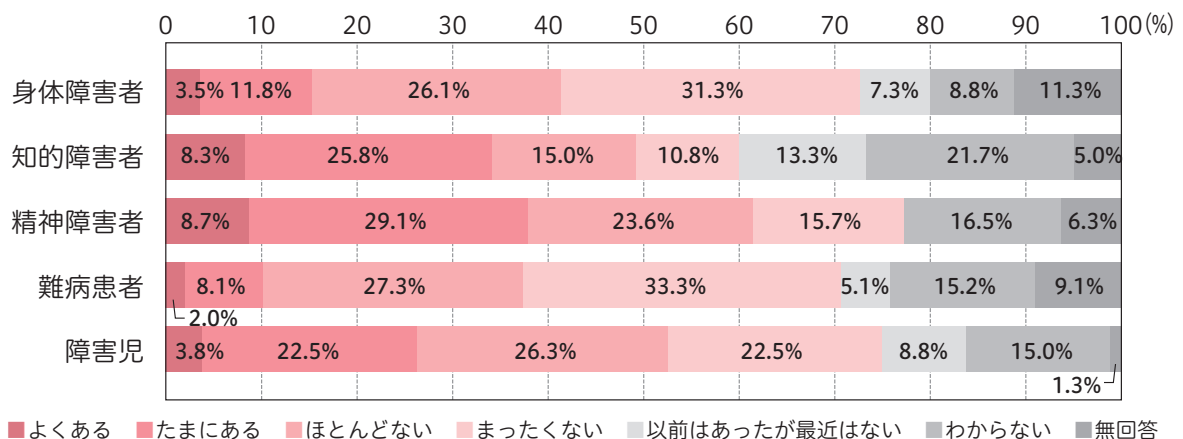
また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

### 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

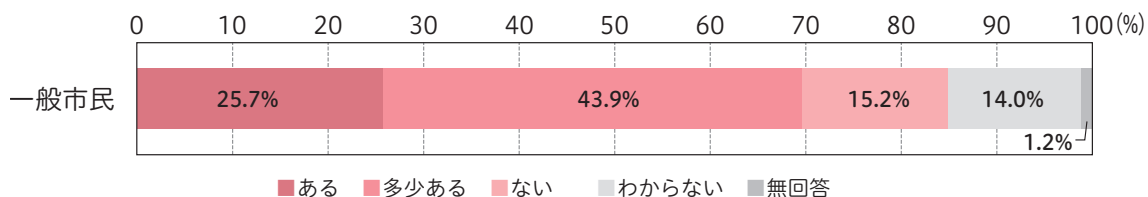
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

#### ■ (障害者・児アンケート) 差別・偏見・疎外感を感じた経験





## ■ (一般市民アンケート) 差別や偏見の有無



### (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

- ① 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、法の適切な運用を通じ、鹿児島市障害者虐待防止センターでの相談支援専門員等による障害児者に対する虐待の未然防止及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組むほか、鹿児島市障害者地域生活支援拠点をはじめとする、一時保護に必要な居室の確保を行います。

また、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組めます。

- ② 障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が繰り返し行われることがないように取組を進めます。
- ③ 障害者本人に対する意思決定支援（意思を形成及び表明する段階の支援を含む。）を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ④ 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、身寄りがない者等について市長申立てを行います。
- ⑤ 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、鹿児島市障害者基幹相談支援センターの相談体制の充実等

に取り組むとともに、鹿児島市障害者差別解消支援協議会において相談事例等の共有を図ります。

- ⑥ 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、鹿児島市障害者基幹相談支援センター等において、必要な支援等を行います。
- ⑦ 使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、鹿児島市障害者虐待防止センターにおいて労働基準監督署等と連携しながら、個別の相談等への対応を行います。

## (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ① 市職員に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（以下、「職員対応要領」という。）に基づく対応をとるよう周知や研修を実施します。また、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が着実に取り組みを進められるよう必要な対応を行います。
- ② 地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法に基づく職員対応要領の周知を行うとともに、鹿児島市障害者差別解消支援協議会を開催します。
- ③ 障害者差別解消法等の趣旨・目的や障害及び障害者に対する正しい理解促進を図るために、広報・啓発活動に取り組みます。
- ④ 雇用の分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し、労政広報紙の活用等により周知・啓発を図ります。

- ⑤ 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、鹿児島市障害者基幹相談支援センターの相談体制の充実等に取り組むとともに、鹿児島市障害者差別解消支援協議会において相談事例等の共有を図ります。 **再掲** 1-(1)-⑤
  
- ⑥ 障害者に不利が生じないよう、市職員採用試験の実施に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供する。



## 2 安全・安心な生活環境の整備

### 基本的考え方

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害当事者等の意見を踏まえ、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

### 2 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住宅の確保

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

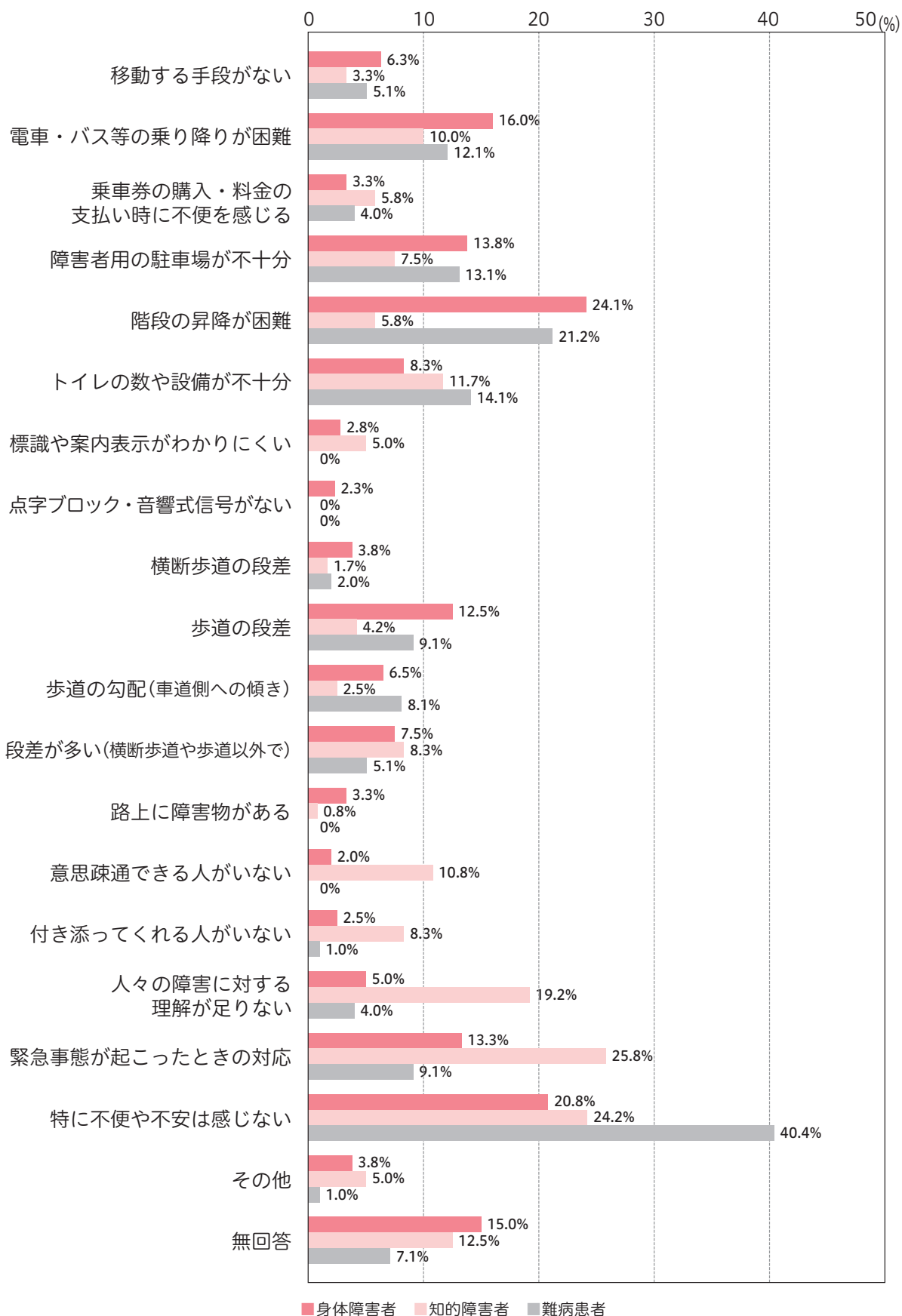
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

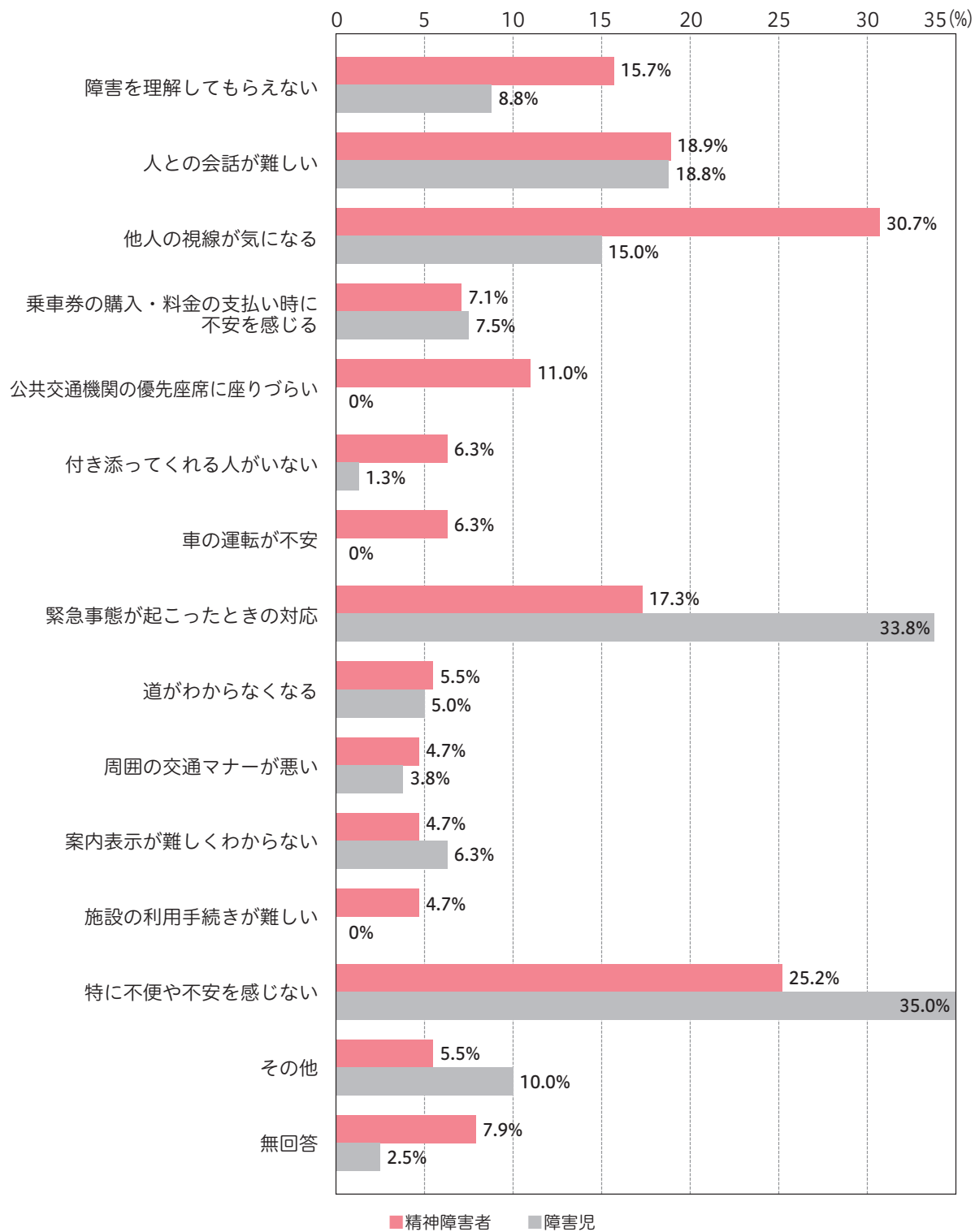
### 共同生活援助（グループホーム）の事業所数及び利用者数の推移

	共同生活援助	
	事業所数（か所）	利用者数（人）
令和元年度	50	7,958
令和2年度	61	9,057
令和3年度	74	10,384

※各年度末の実績（利用者数は、各年度延利用者数）

■ (障害者・児アンケート) 外出時に感じる不便・不安





## (1) 住宅の確保

- ① 市営住宅の建替えや改修の際にはバリアフリー対応を原則とします。また、障害者向けの市営住宅の供給を行うとともに、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組を推進します。
- ② 住宅セーフティネット制度の活用を推進し、民間賃貸住宅の空き室や空き家を、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録すること等により、障害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。
- ③ 障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。
- ④ 障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した一層の体制の充実を図ります。
- ⑤ 地域で生活する障害者の支援の拠点となる鹿児島市障害者地域生活支援拠点等において、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して地域生活の体験の場の提供を行います。
- ⑥ 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ⑦ 障害福祉サービス等を利用しながら、障害者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携を促進するとともに、施設の耐震化やスプリンクラー等の設置等に要する費用の一部を助成し、建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全体制の強化を図ります。



## (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

- ① 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に基づき、バスの低床車両やユニバーサルデザインタクシーの導入を進めるとともに、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。
- ② 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に基づき、各交通事業者における従業員への研修を促進するなど、「心のバリアフリー」をはじめソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- ③ 福祉有償運送等の活用により、障害者に対して個別的な移動手段を提供します。

## (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- ① バリアフリー法に基づく、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定規模以上の建築物の建築時における建築物移動等円滑化基準への適合義務に加え、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や鹿児島県福祉のまちづくり条例、鹿児島市福祉環境整備指針により店舗やホテル、共同住宅等多数の者が利用する建築物のバリアフリー化を促進します。
- ② 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に盛り込んだ小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点を店舗事業者や設計者に周知し、バリアフリー整備を促進します。
- ③ 市有建築物については、新築や改修等を通じて、バリアフリー化を推進します。
- ④ 都市公園の整備に当たっては、安全・安心に利用できるよう、鹿児島市公園条例に定める基準等に基づき、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

#### (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① 福祉・医療施設の適正かつ計画的な立地の推進等により、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- ② 子ども、障害者、高齢者を含めすべての人々が安全かつ快適に歩行や移動ができるよう、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に定めるバリアフリー重点整備地区内における休憩施設の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備に取り組みます。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した、道路標識の整備に取り組みます。
- ④ 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、幹線道路で囲まれた区域（ゾーン）を設定し、警察による最高速度30km/hの区域規制と、道路管理者による物理的デバイス等（ハンプや狭さくなど）を適切に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制を図ります。
- ⑤ 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリースイレ、障害者等用駐車スペース等の適正な利用に関する広報啓発を推進します。



### 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

#### 基本的考え方

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

#### 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 情報通信におけるアクセシビリティの向上

(2) 情報提供における行政情報のアクセシビリティの向上等

(3) コミュニケーション支援の充実

#### 鹿児島市手話通訳者・要約筆記者の派遣実績の推移

(単位：回)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣回数	3,857	3,964	3,784

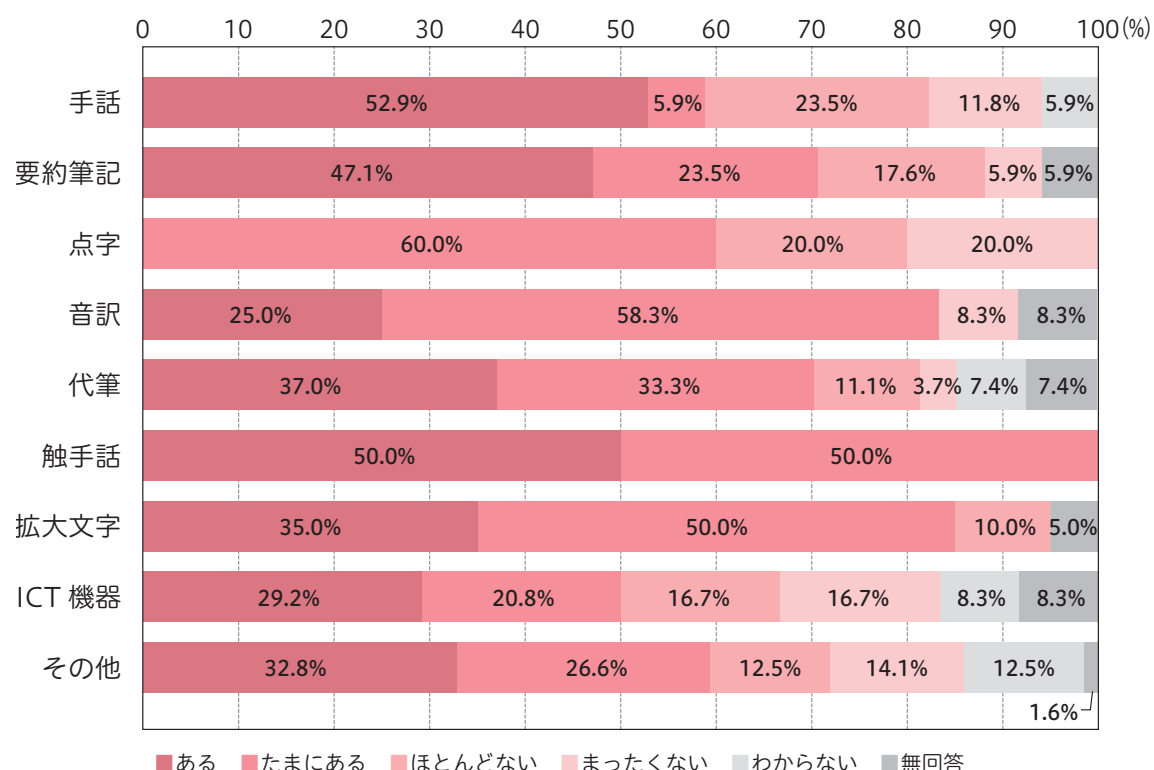
#### 手話通訳者養成講座の受講者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
手話通訳者	84	78	74
手話奉仕員	246	152	182

■ (障害者・児アンケート) 日常生活におけるコミュニケーションの苦勞

※左軸：身近な人とのコミュニケーション手段



(1) 情報通信におけるアクセシビリティの向上

- ① 情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠やユニバーサルデザインへの配慮に取り組みます。
- ② 障害者を対象とするパソコン講座等により、障害者のICT利活用の促進を図ります。
- ③ 電話リレーサービスが、広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう周知を図ります。

## (2) 情報提供における行政情報のアクセシビリティの向上等

- ① 行政情報、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、手話通訳・音声読み上げ等を活用するなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。
- ② 行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
- ③ 障害者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した、行政情報の電子的提供の充実を図るとともに、各関係機関におけるホームページ等の公開にあたっては、ウェブアクセシビリティガイドラインに即して、アクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。
- ④ 災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。
- ⑤ 点字による候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の充実を図ります。
- ⑥ 視覚障害や学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用を拡大することが期待される電子出版について、周知を図り、利用を促進します。
- ⑦ 県視聴覚障害者情報センターの利用を促進します。

### (3) コミュニケーション支援の充実

- ① 障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実による共生社会の実現につなげるため、手話言語及び情報・コミュニケーション条例（仮称）の制定に取り組みます。
- ② 障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うほか、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の養成研修等を実施するなど、コミュニケーション支援を行います。
- ③ 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対する日常生活用具の給付を行います。



## 4 防災、防犯等の推進

### 基本的考え方

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災に向けた取組を推進します。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

### 4 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

### ■ 避難行動要支援者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
避難行動要支援者	13,265	12,661	13,346

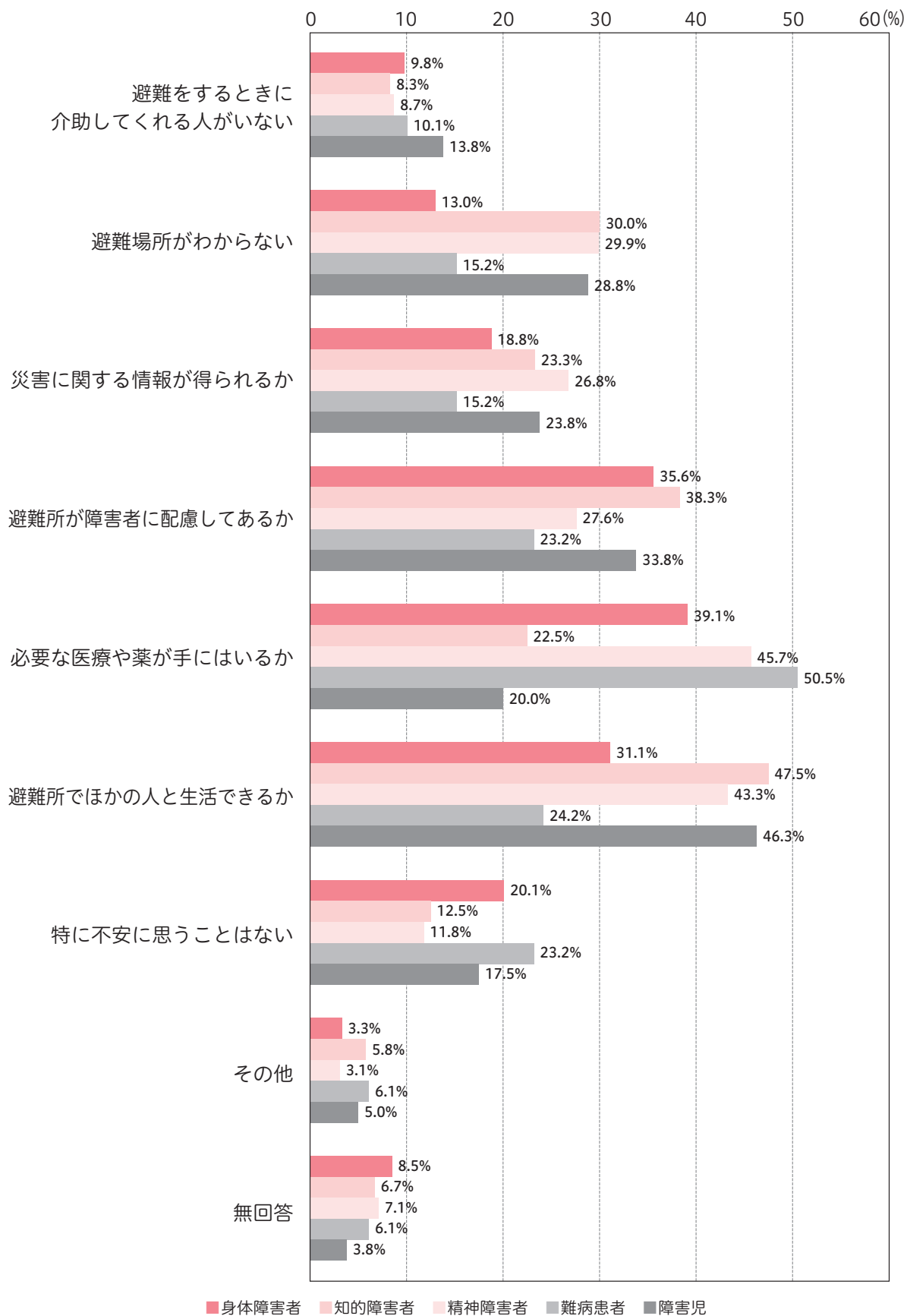
※各年度末実績

### ■ 福祉避難所の数

86か所 (令和4年4月1日現在)



■ (障害者・児アンケート) 災害が起きた場合の心配・不安



## (1) 防災対策の推進

- ① 障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等に取り組み、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進します。
- ③ 災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。 **再掲** 3-(2)-④
- ④ 障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援等プラン等の各種計画に基づき、関係部局が連携して必要な体制整備を推進します。
- ⑤ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリーに配慮するとともに、必要な福祉避難所の確保、避難所における障害特性に応じた支援と合理的配慮の促進や、福祉避難所への直接避難の検討等、必要な体制の整備を促進します。
- ⑥ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
- ⑦ 在宅の障害者等に対して、ひとり暮らし障害者等安心通報システムの設置を促進するほか、火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、音声によらない緊急通報（NET119・119番FAX・メール119）を受けて適切に対応できる体

制を維持します。

- ⑧ 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。
- ⑨ 障害福祉サービス等を利用しながら、障害者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携を促進するとともに、施設の耐震化やスプリンクラー等の設置等に要する費用の一部を助成し、建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全体制の強化を図ります。 **再掲** 2-(1)-⑦
- ⑩ 平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等においては、障害のある女性を含め、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等を参考に、防災・復興の取組での女性に対する配慮に取り組みます。
- ⑪ 地域医療連携計画（災害医療連携体制）の周知を図るとともに、災害発生時に被災地内・外における医療機関の稼働状況等について、EMIS（厚生労働省広域災害救急医療情報システム）による情報収集、収集した情報の提供等を行います。
- ⑫ 災害発生後も精神障害など障害の特性により障害者が在宅に留まる場合に、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、在宅に留まる障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知に取り組みます。

## (2) 防犯対策の推進

- ① 在宅の障害者等に対して、ひとり暮らし障害者等安心通報システムの設置を促進するほか、聴覚に障害のある方等、音声による110番通報が困難な方がスマートフォン等を利用して、文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」や鹿児島県警察の障害者用メール110番、ファックス

110番の利用を促進することにより、緊急時の連絡体制の充実を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。

- ② 警察と地域の障害者団体、福祉施設等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見を図ります。
- ③ 障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を目指します。
- ④ 「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた広報啓発を行うとともに、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実を図ります。

### (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。
- ② 障害者団体、福祉関係団体等と連携し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。
- ③ 消費生活センターでの障害者等からの消費生活相談においては、ファックスやEメール等での受付や、消費生活相談員の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。



## 5 行政サービス等における配慮

### 基本的考え方

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を図ります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障害者への配慮を促進するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

### 5 行政サービス等における配慮

#### (1) 選挙における配慮

#### (2) 窓口等における配慮及び障害者理解の促進等

#### (1) 選挙における配慮

- ① 点字による候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の充実を図ります。 **再掲** 3-(2)-⑤
- ② 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上を図るとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう取り組みます。

また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。

- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保を図ります。
- ④ 障害のある個々の子どもに応じた主権者教育の充実を図ります。

## (2) 窓口等における配慮及び障害者理解の促進等

- ① 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ② 障害者差別解消法に基づく職員対応要領や窓口等における障害者への配慮マニュアルについて、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、コミュニケーションに困難を抱える障害や、複合的に困難な状況に置かれた障害者に求められる合理的配慮など必要な配慮等を含めて、市職員に対する周知や研修を行い、障害者に関する理解を促進することにより、窓口等における障害者への対応の充実を図ります。
- ③ 行政情報、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、手話通訳・音声読み上げ等を活用するなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。 **再掲** 3-(2)-①
- ④ 行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。 **再掲** 3-(2)-②
- ⑤ 障害者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した、行政情報の電子的提供の充実を図るとともに、各関係機関におけるホームページ等の公開にあたっては、ウェブアクセシビリティガイドラインに即して、アクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。 **再掲** 3-(2)-③



## 6 保健・医療の推進

### 基本的考え方

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図ります。また、予防・治療が可能である障害の原因となる疾病等について、早期発見を図るとともに、適切な医療サービスの提供を促進します。

さらに、精神障害者が地域で暮らせる環境づくりに取り組むことにより、入院中の精神障害者の退院、地域移行を促進します。

## 6 保健・医療の推進

(1) 精神保健福祉の充実

(2) 保健・医療の充実等

(3) 人材の育成・確保

(4) 難病に関する施策の推進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療



## ■ 自立支援医療費の給付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
育成医療 <sup>※1</sup>	1,821	1,809	1,797
更生医療 <sup>※2</sup>	11,364	11,692	11,922
合計	13,185	13,501	13,719

※1 育成医療の給付対象者：身体に障害のある児童又は疾患を放置すれば、将来障害に至ると認められる児童であって治療効果が期待できる者

※2 更生医療の給付対象者：18歳以上の身体障害者手帳を有する者で、医療により治療効果が期待できる者

## ■ 健康診査受診率等の推移

### 乳幼児健康診査受診率等

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1歳6か月児	受診率(%)	96.4	98.1	96.5
	受診者数(人)	4,777	5,319	4,579
3歳児	受診率(%)	96.2	97.6	96.7
	受診者数(人)	5,125	5,409	5,169

### 妊婦健康診査受診件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診件数(件)	59,310	59,998	57,446

※ 公費負担回数：14回

## (1) 精神保健福祉の充実

- ① 精神障害者への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進するため、多機関と連携を図りながら、精神障害者が地域で生活できるよう正しい理解を促進します。また、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の利用を促進します。
- ② 学校や地域における心の健康に関する相談等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の

確保・充実を図ります。

- ③ 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、当事者組織や精神障害者とその家族に対する相談活動に対し支援を行います。
- ④ 医療保護入院に関する相談や、心身喪失の状態での重大な他害行為を行った者に対する支援を行います。
- ⑤ 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

**再掲** 2-(1)-⑥

- ⑥ 精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障害者の退院後の支援を行います。

## (2) 保健・医療の充実等

- ① 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な、身体障害を軽減又は除去するための医療について、医療費の助成を行います。
- ② 障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの充実を図ります。
- ③ 定期的に歯科健診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する訪問歯科診療等を行います。

- ④ 安心安全な質の高い医療の提供を行うため、ハード、ソフト両面から病院機能の充実を図るとともに、地域医療機関との連携を図ります。

### (3) 人材の育成・確保

- ① 地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障害者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。
- ② 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、巡回支援専門員等の支援者を配置します。

### (4) 難病に関する施策の推進

- ① 難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、難病患者に対する総合的な相談・支援や、関係機関を対象とした研修会・医療講演会を開催します。
- ② 長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- ③ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、難病診療連携拠点病院、保健所、鹿児島県難病相談支援センターなどの様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援などを行います。

- ④ 小児慢性特定疾病児童等においては、幼少期から慢性的な疾病にかかっており、長期にわたり療養が必要なことから、その児童及び家族に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立の促進を図る取組を行います。
- ⑤ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。

### (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- ① 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導、新生児聴覚検査等の適切な実施により、障害の原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。
- ② 障害の原因となる糖尿病や慢性腎臓病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、地域医療連携計画（がん医療連携体制、糖尿病医療連携体制）の周知、医療機関等への医療連携体制参加の呼び掛け、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ③ 脳卒中や急性心筋梗塞に対する適切な治療を行うため、地域医療連携計画（脳卒中医療連携体制及び急性心筋梗塞医療連携体制）の周知を図るとともに、医療機関等に対し医療連携体制への参加の呼び掛けを行います。
- ④ 障害の原因となる精神疾患、難病、外傷等について、市民、保健・医療従事者等に対して、その予防や治療に関する正しい知識の普及を図ります。



## 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### 基本的考え方

障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上を目指します。

### 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

(2) 相談支援体制の構築

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

(4) 障害のある子どもに対する支援の充実

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

(6) 福祉用具の利用支援等

(7) 人材の育成・確保

■ 障害福祉サービス利用者数の推移

(単位：人)

	訪問系サービス	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	短期入所	共同生活援助	合計
令和元年度	15,254	19,785	1,552	1,951	31,872	1,442	4,286	7,958	84,100
令和2年度	15,682	19,684	1,501	2,199	33,792	1,417	3,132	9,057	86,464
令和3年度	16,395	19,962	1,429	2,096	36,462	1,459	3,514	10,384	91,701

※訪問系サービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援  
 ※各年度延べ利用者数

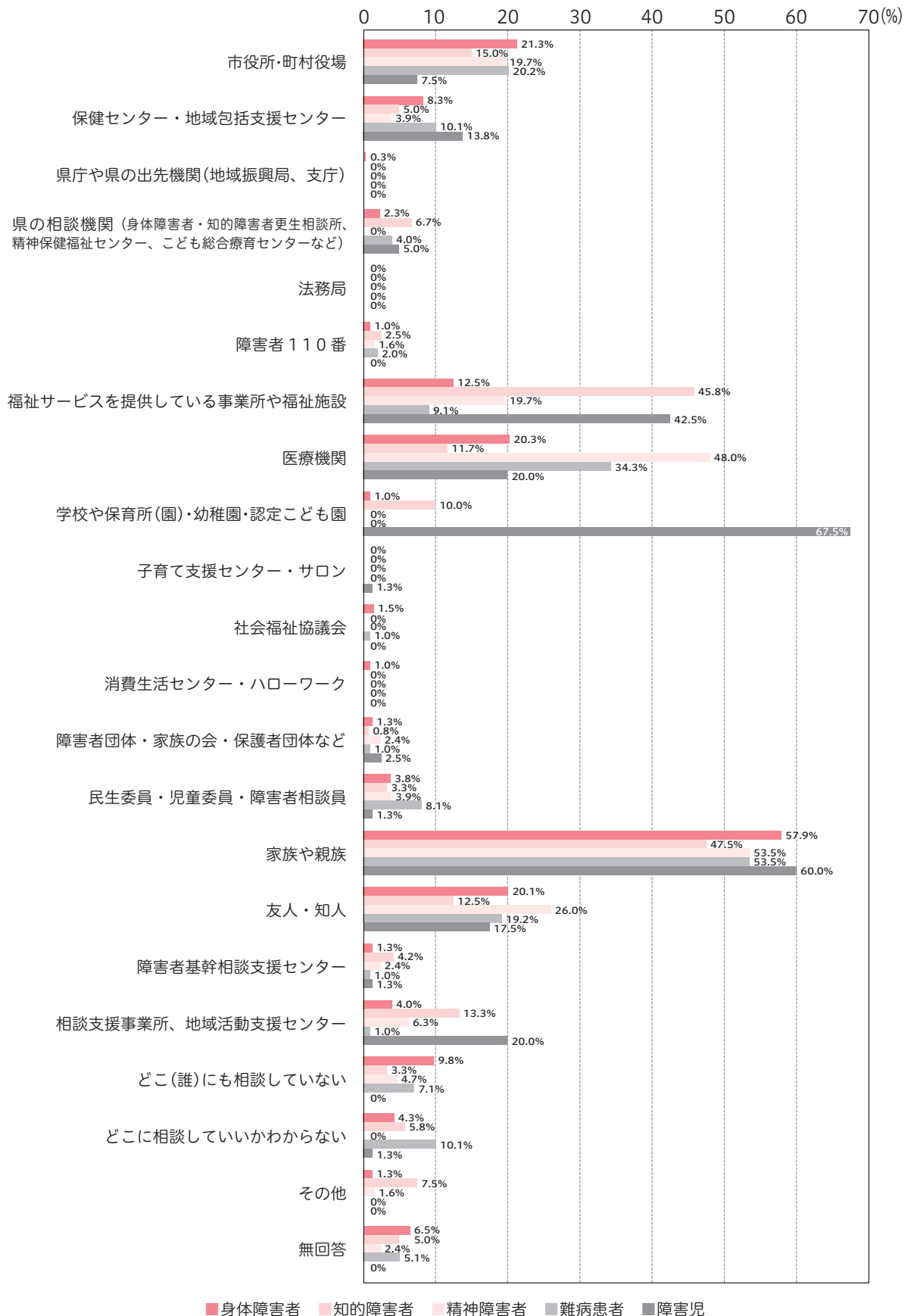
■ 障害児通所支援利用者数の推移

(単位：人)

	児童発達支援	デイサービス 放課後等	訪問支援 保育所等	合計
令和元年度	27,708	24,814	993	53,515
令和2年度	30,195	28,408	877	59,480
令和3年度	34,250	33,118	1,381	68,749

※各年度延べ利用者数

## ■ (障害者・児アンケート) 悩み事等の相談先





## ■ 鹿児島市障害者基幹相談支援センターにおける相談種別相談件数

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
福祉サービスの利用等に関する支援		1,553	2,153	1,662
障害や病状の理解に関する支援		65	140	151
健康・医療に関する支援		38	302	103
不安の解消・情緒安定に関する支援		635	1,412	2,639
保育・教育に関する支援		19	69	18
家族関係・人間関係に関する支援		60	196	101
家計・経済に関する支援		31	97	65
生活技術に関する支援		0	9	5
就労に関する支援		12	35	22
社会参加・余暇活動に関する支援		15	11	28
権利擁護に関する支援		33	14	33
成年後見制度に関する支援		3	17	12
虐待防止に関する支援		－	52	12
地域移行に関する支援		－	40	3
差別解消推進に関する支援		－	10	4
その他		71	165	56
合計		2,535	4,722	4,914
障害種別内訳	身体障害者	256	347	237
	知的障害者	574	688	467
	精神障害者	823	1,691	3,129
	発達障害	696	692	358
	その他(難病等)	186	1,304	723

※令和2年度から虐待防止に関する支援、地域移行に関する支援、差別解消推進に関する支援の3項目を追加

## ■地域生活支援拠点における相談件数等

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談		247	183	186
	うち緊急相談	65	57	63
緊急一時受入		13	6	6
生活の場体験提供		15	0	0

### (1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、鹿児島市障害者基幹相談支援センター等において、必要な支援等を行います。 **再掲** 1-(1)-⑥
- ② 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、身寄りがない者等について市長申立てを行います。 **再掲** 1-(1)-④

### (2) 相談支援体制の構築

- ① 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援の充実を図ります。
- ② 障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を行います。

- ③ 地域における相談支援の中核的な役割を担う鹿児島市障害者基幹相談支援センターを中心に、精神保健福祉交流センター等の関係機関との連携の緊密化を図るとともに、鹿児島市障害者自立支援協議会においても地域課題について協議を行い、支援の充実を図ります。
- ④ 鹿児島県こども総合療育センターや鹿児島県発達障害者支援センターをはじめ、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、障害者及び障害児並びにその家族に対して相談支援等を行うとともに、地域生活支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 発達障害児者について、保健所、保健センター等において、乳幼児期の相談の場を確保し、鹿児島県こども総合療育センターをはじめ、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、診断前に適切な支援につながるよう取り組むとともに、診断後も家族が社会や地域から孤立しないよう、様々な情報提供を図ります。
- ⑥ 交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により認知機能が低下する高次脳機能障害についての相談支援や関係機関との連携・調整等を行います。
- ⑦ 難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して訪問や電話による相談等の支援や、医療講演会を行います。
- ⑧ 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、法の適切な運用を通じ、鹿児島市障害者虐待防止センターでの相談支援専門員等による障害児者に対する虐待の未然防止及び養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組むほか、鹿児島市障害者地域生活支援拠点をはじめとする、一時保護に必要な居室の確保を行います。

また、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、

虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。 **再掲** 1 - (1) - ①

- ⑨ 障害者相談員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、障害者が身近な地域で相談を行うことができるよう関係機関との連携を図ります。
- ⑩ 家族と暮らす障害者について、情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアサポート体制の強化等の障害者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。
- ⑪ 発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。
- ⑫ 障害者や寝たきりの高齢者等の要支援者に対して見守りや声かけ等を行うとともに、地域福祉ネットワークを充実するなかで、いろいろな悩みを抱えている地域住民の情報把握に取り組み、さまざまな福祉活動団体や個人が把握している情報の共有化を図ります。
- ⑬ 「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた広報啓発を行うとともに、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実を図ります。 **再掲** 4 - (2) - ④

### (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保により、在宅サービスの量的・質的充実を図る

ほか、必要な時に救急医療が受けられる体制整備を推進します。

- ② 常時介護を必要とする障害者が自ら選択する地域で生活できるよう、生活介護等の支援を実施するほか、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- ③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。
- ④ 移動支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の充実を図ります。
- ⑤ 地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点を中心として、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行います。また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受け入れ・対応とともに、入所施設・グループホーム等への生活の場の移行支援のため体験の機会・場の提供などの役割を担います。
- ⑥ 地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の意思決定の支援を行いながら、地域生活への移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進するとともに、障害者の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進すること等により、重度障害者にも対応した体制の充実を図ります。
- ⑦ 障害者の地域生活への移行を推進するために、障害者の一人暮らし等を支える自立生活援助を提供します。

- ⑧ 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

再掲 2-(1)-⑥、6-(1)-⑤

- ⑨ 障害福祉サービス等の利用者負担額について本市独自の軽減措置を行います。
- ⑩ ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、関係各課が連携しながら、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

#### (4) 障害のある子どもに対する支援の充実

- ① 地域における療育機能の強化を図るため、鹿児島県こども総合療育センターや民間の療育機関、鹿児島市障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害児支援の充実を図ります。

- ② 障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。

また、障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、市立幼稚園における特別支援教育支援員の配置等を推進します。

- ③ 発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、障害が明らかになる前の「気になる段階」から、親子のサポートに取り組むとともに、巡回支援専門員等の支援者を配置します。



- ④ 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制について、鹿児島市障害者自立支援協議会子ども部会において検討するとともに、研修等の支援を行います。
- ⑤ 障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、発達支援を行う児童発達支援や、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供します。

また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供するほか、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等について、障害の重度化や多様化を踏まえ、より質の高い訓練や指導などを行った事業所に対する助成等の実施により、発達支援の質の向上を促進します。
- ⑥ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障害児等については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図ります。
- ⑦ 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、居宅介護や短期入所、児童発達支援等により、在宅支援の充実を図ります。
- ⑧ 児童発達支援センターについては、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的療育施設として、地域や障害児の多様なニーズに対応する機関としての体制整備を図ります。
- ⑨ 子どもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障害児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な取組が行われることを推進します。



- ⑩ 障害児通所支援や障害児の補装具支給に係る利用者負担額を本市独自に助成することにより、利用者の負担軽減を図り、それらの利用を促進します。

#### (5) 障害福祉サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者に対し、必要な指導・助言を行います。
- ② 障害福祉サービス事業所等の職員が、障害者権利条約などを踏まえ、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、周知啓発等を図ります。
- ③ 障害福祉サービス等を提供する事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等を行います。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。
- ④ 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、鹿児島市障害者基幹相談支援センター等において、必要な支援等を行います。

再掲 1 - (1) - ⑥、7 - (1) - ①

- ⑤ 鹿児島市障害福祉計画の策定及び管理に当たっては、国の基本指針を参考に、本市の実情を踏まえながら、障害福祉サービス等を提供するための体制について検討し、計画的に取り組みます。
- ⑥ 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、国及び県との連携のもと適切な支給決定を行います。
- ⑦ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。再掲 6-(4)-⑤

#### (6) 福祉用具の利用支援等

- ① 補装具・日常生活用具の給付等により、身体障害者等の日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。
- ② 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないように、広報・啓発を図ります。

#### (7) 人材の育成・確保

- ① 障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保するよう指導するとともに、労働法規等の遵守を徹底し、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などを図ります。
- ② 発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。再掲 7-(2)-⑪



## 8 教育の振興

### 基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障害のある幼児児童生徒に対する支援を推進するため、障害のある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備を図るとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

### 8 教育の振興

(1) インクルーシブ教育システムの推進

(2) 教育環境の整備

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

■ 個別の指導計画等作成状況（令和3年度）

	個別の指導計画		個別の教育支援計画	
	通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級
小学校	99%	100%	99%	100%
中学校	100%	100%	96%	100%

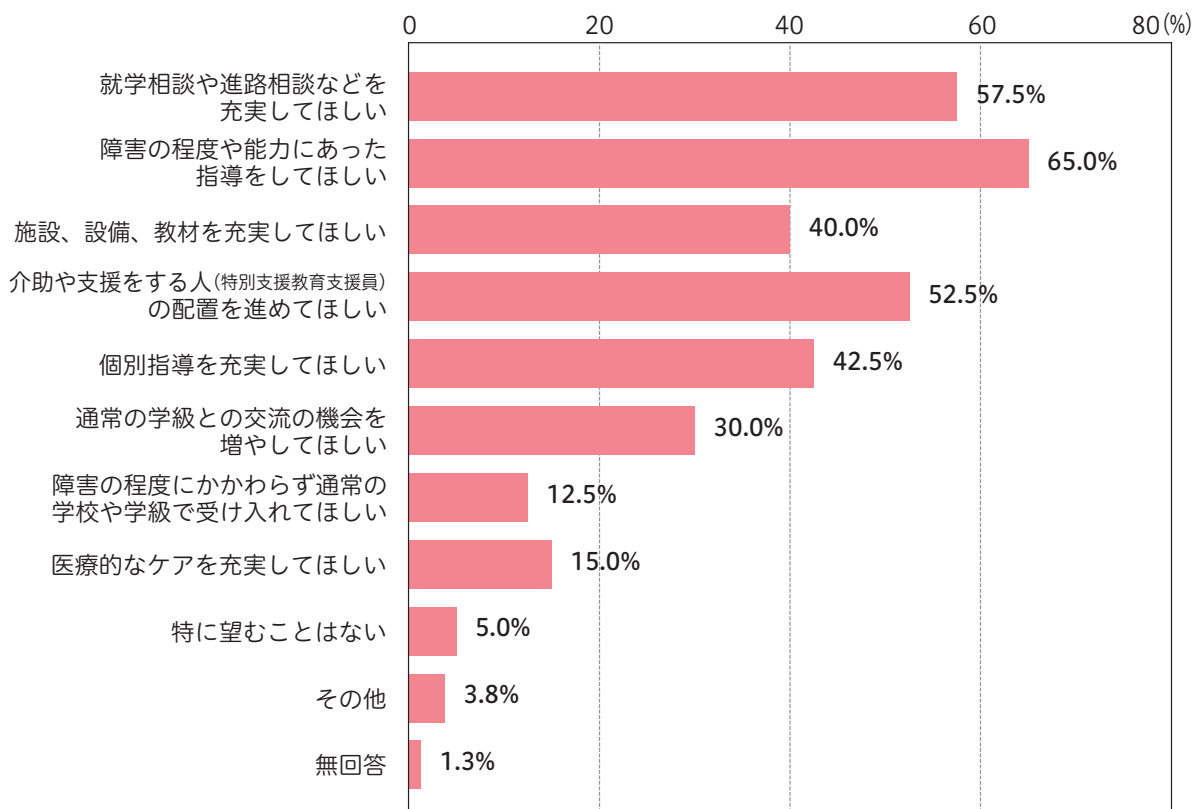
個別の指導計画：

学校が主体となって保護者から情報を収集しながら、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

個別の教育支援計画：

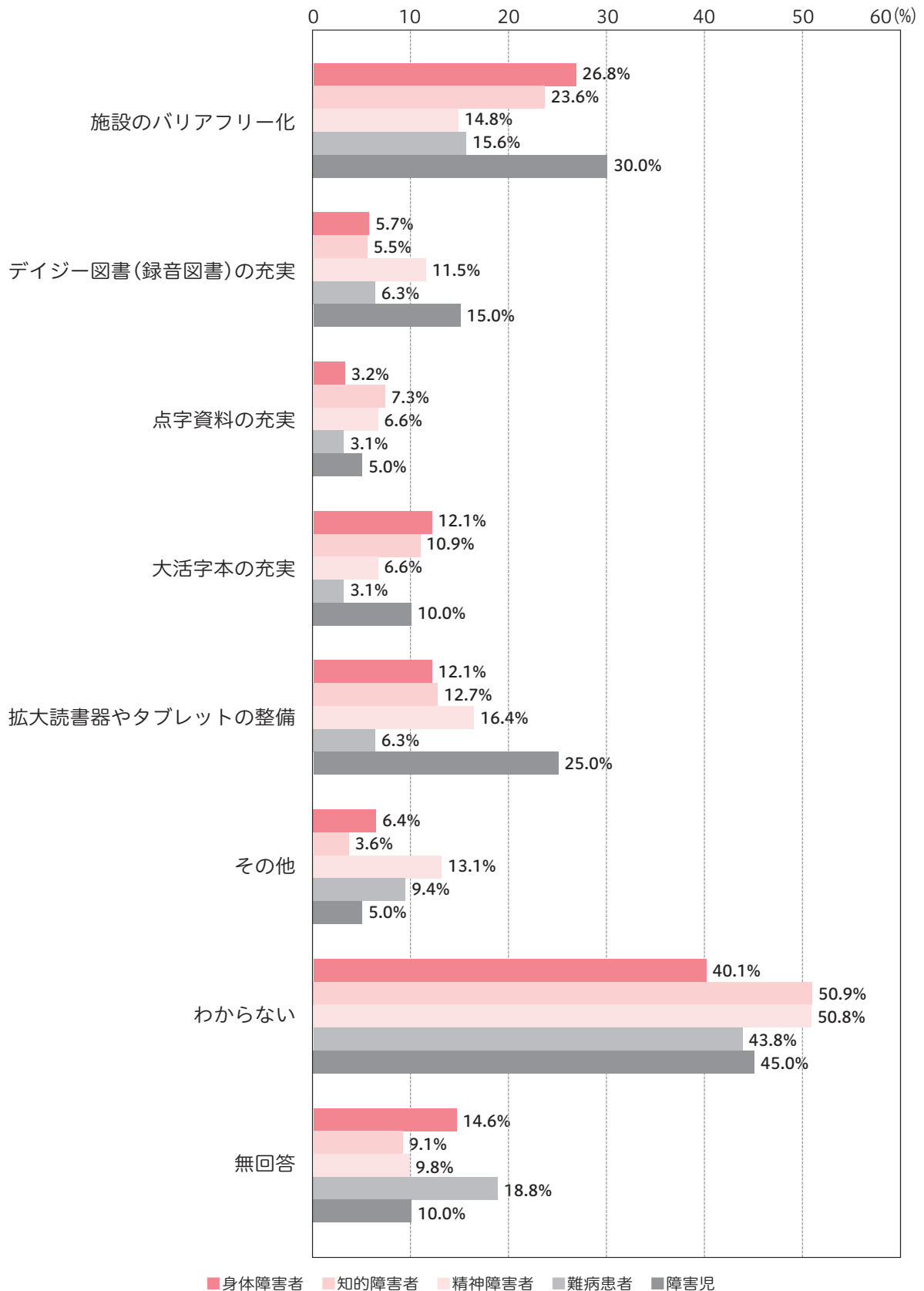
学校だけではなく、保護者の参画、関係機関（福祉、医療、労働等）と連携の下作成する、一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画

■（障害児アンケート）学校や教育に対する要望



■ (障害者・児アンケート) 図書館利用に必要な支援

※視覚による表現の認識が困難な方



## ■ 録音図書等の蔵書数（年度末）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
録音図書（デイジー図書含む）	2,427	2,492	2,573
点字図書（冊）	513	513	513
大活字本（冊）	7,666	7,738	7,789
電子図書館（点）	-	-	1,009

### (1) インクルーシブ教育システムの推進

- ① 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- ② 特別支援教育の充実を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、包容する仕組みの整備を推進します。
- ③ 「いじめ防止基本方針」等に則り、発達障害を含む、障害のある幼児児童生徒の特性を踏まえ、いじめ等の防止や早期発見等のための適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児児童生徒に対する指導を行います。
- ④ 学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進や異なる学校間の取組に当たっての体制整備を含む交流及び共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図り、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指します。

- ⑤ 障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供や相談の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とすることについて引き続き関係者への周知を行います。また適切な「学びの場」の選択に関する情報や、教育的ニーズに応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へ周知します。
- ⑥ 校長のリーダーシップの下、必要に応じて外部の専門家等とも連携し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員の活用を図ることで、全ての学校が組織として、障害のある児童生徒の多様なニーズに応じた支援の提供を図ります。
- ⑦ 障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮については、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供するよう取り組みます。
- ⑧ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育機会を確保するため、看護師資格を持った特別支援教育支援員の配置等の施策の充実を図るとともに、病気療養児等長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒には、院内学級の教育環境の整備を行います。
- ⑨ 障害のある児童生徒の高等学校の入学試験の実施に際して、個別のニーズに応じた合理的配慮を含めた必要な配慮の充実を図ります。
- ⑩ 小・中学校における通級指導担当教員に係る定数が段階的に基礎定数化されていることや、高等学校における通級による指導が制度化されたこと等を踏まえ、県との連携を図りながら、通級による指導がより一層普及す



るよう取り組みます。

- ⑪ 福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。
- ⑫ 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を活用し、障害の早期発見や早期支援につなげます。また、個別の教育支援計画等も活用し、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する教育相談・支援体制の充実を図ります。
- ⑬ 可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、「夢すこやかファイル」等、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関の間で共有・活用するとともに、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の活用を促進します。
- ⑭ 障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

## (2) 教育環境の整備

- ① 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の活用を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。
- ② 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性から、学校等の実情に応じた特別支援教育支援員の配置を促進します。

- ③ 障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、ICTの発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実を図ります。
- ④ 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ⑤ 特別支援学級の教員については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることから、特別支援教育に関する研修会等の充実を図ります。
- ⑥ 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を推進します。
- ⑦ 障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。

### (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ① 障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもたちの多様な学習・体験活動等の充実を図ります。
- ② 障害者の生きがいづくりや社会参加に向け、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供し、充実を図ります。
- ③ 読書バリアフリー法等を踏まえ、市立図書館、学校図書館等が連携し、障害者等の読書環境の充実を図ります。



## 9 雇用・就業、経済的自立の支援

### 基本的考え方

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に依りて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。あわせて、年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供等により、経済的自立を支援します。

### 9 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

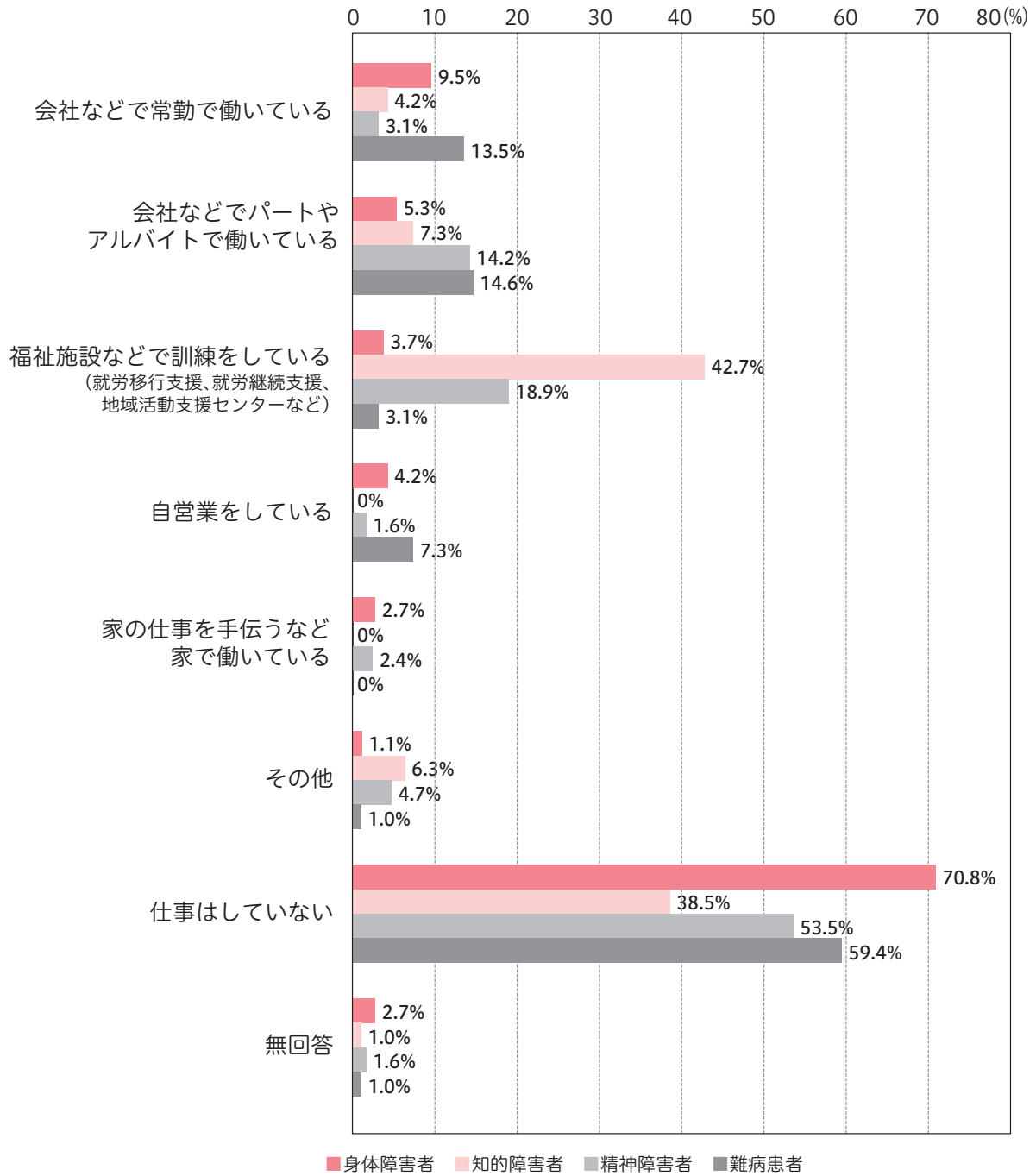
(2) 経済的自立の支援

(3) 障害者雇用の促進

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

(5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

## ■ (障害者アンケート) 障害者の就労の状況



■ (鹿児島職安管内) 民間企業における障害のある人の雇用状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者	1,821.5	1,827.5	1,882.5
知的障害者	554	591.5	646
精神障害者	242	299.5	314
合計	2,617.5	2,718.5	2,842.5

※法定雇用率が適用される常用43.5人以上規模の企業(令和3年6月1日現在の対象企業は674社)

※各年6月1日現在

※短時間労働者以外の重度身体障害者及び知的障害者についてはダブルカウントを行い、重度以外の身体・知的・精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしてある。

■ 鹿児島市各機関における障害者雇用率

	法定雇用率	実雇用率
市長部局等	2.6%	2.60%
市立病院		2.50%
交通局		3.09%
水道局		2.44%
船舶局		5.48%

※令和4年6月1日時点

※市立病院、水道局は実雇用率が法定雇用率を下回っているが、法の定めにより不足数1人未満のため法定雇用障害者数の達成となる。

※鹿児島市(市長部局)は障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、教育委員会を合算している。

※市教育委員会は市立小・中学校の県費負担教職員を含んでいない。

## (1) 総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、鹿児島公共職業安定所や鹿児島障害者職業センター、かごしま障害者就業・生活支援センターを始めとする関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ② 鹿児島労働局等と連携して、就職困難者等雇用奨励金制度の積極的な活用を促進するとともに、国の各種助成制度等の周知・広報を図り、障害者を雇用する事業主を支援します。
- ③ 技能体験教室を通じて、知識・技能の習得を目指す生徒の職業能力開発や事業主との相互理解の促進を図るとともに、障害者技能労働者奨励金の支給により、障害者の技能向上を図ります。
- ④ 生活・就労支援センターかごしまにおいて、障害者を含む市民の各種雇用相談に応じ、相談者の就労等を支援します。
- ⑤ 鹿児島障害者職業センター、かごしま障害者就業・生活支援センター、鹿児島障害者職業能力開発校等の就労支援施設について周知・広報を行うことにより、その利用促進を図ります。
- ⑥ 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者に対して、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ⑦ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。

## (2) 経済的自立の支援

- ① 障害者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付、障害福祉サービス等の利用者負担額についての本市独自の軽減措置等を行うとともに、各種の優遇措置に関する情報提供を行います。
- ② 心身障害者扶養共済制度への加入促進や市民福祉手当等の給付等により、障害者の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 市立体育施設、文化施設等において、障害をもつ利用者に対し、利用料等の減免等を行います。

## (3) 障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用率制度をはじめ、各種制度について、鹿児島労働局等と連携し、労政広報紙の活用等により周知・啓発を図り、障害者雇用の促進を図ります。
- ② 本市においても事業主として、障害者雇用率制度に基づき、引き続き積極的に障害者雇用の推進を図るとともに、障害者が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう適性に応じた配置を図るなど、雇用の質の向上に向けた取組を推進します。
- ③ 使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、鹿児島市障害者虐待防止センターにおいて労働基準監督署等と連携しながら、個別の相談等への対応を行います。 **再掲** 1-(1)-⑦
- ④ 雇用の分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し、労政広報紙の活用等により周知・啓発を図ります。 **再掲** 1-(2)-④



- ⑤ 立地協定締結企業に対して、障害者を新規雇用した際には企業立地促進補助金を加算する制度を周知することで、障害者雇用の促進を図ります。

#### **(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保**

- ① 障害者優先調達推進法に基づき本市における調達方針を策定し、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
- ② 関係機関と連携しながら、障害者就労施設等に対する情報提供等を通じて、農業分野での障害者の就労支援（農福連携の取組）を推進します。
- ③ 創業に関する相談やセミナーの開催など、新規創業者等の育成・支援を図ることにより、障害者の創業・起業を促進します。

#### **(5) 一般就労が困難な障害者に対する支援**

- ① 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）や共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向けた取組を推進します。また、就労継続支援A型事業所における就労の質の向上や障害者の賃金の向上を図ります。
- ② 障害者施設の生産物等の販売を促進し、障害者の生産意欲と工賃の向上を図るため、障害福祉サービス事業所による団体が行う、広報誌の作成・配布並びにホームページ及びナイスハートカフェの運営等に係る経費の一部を助成するナイスハート支援事業を実施します。



## 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 基本的考え方

障害者の文化芸術活動への参加を通じて、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

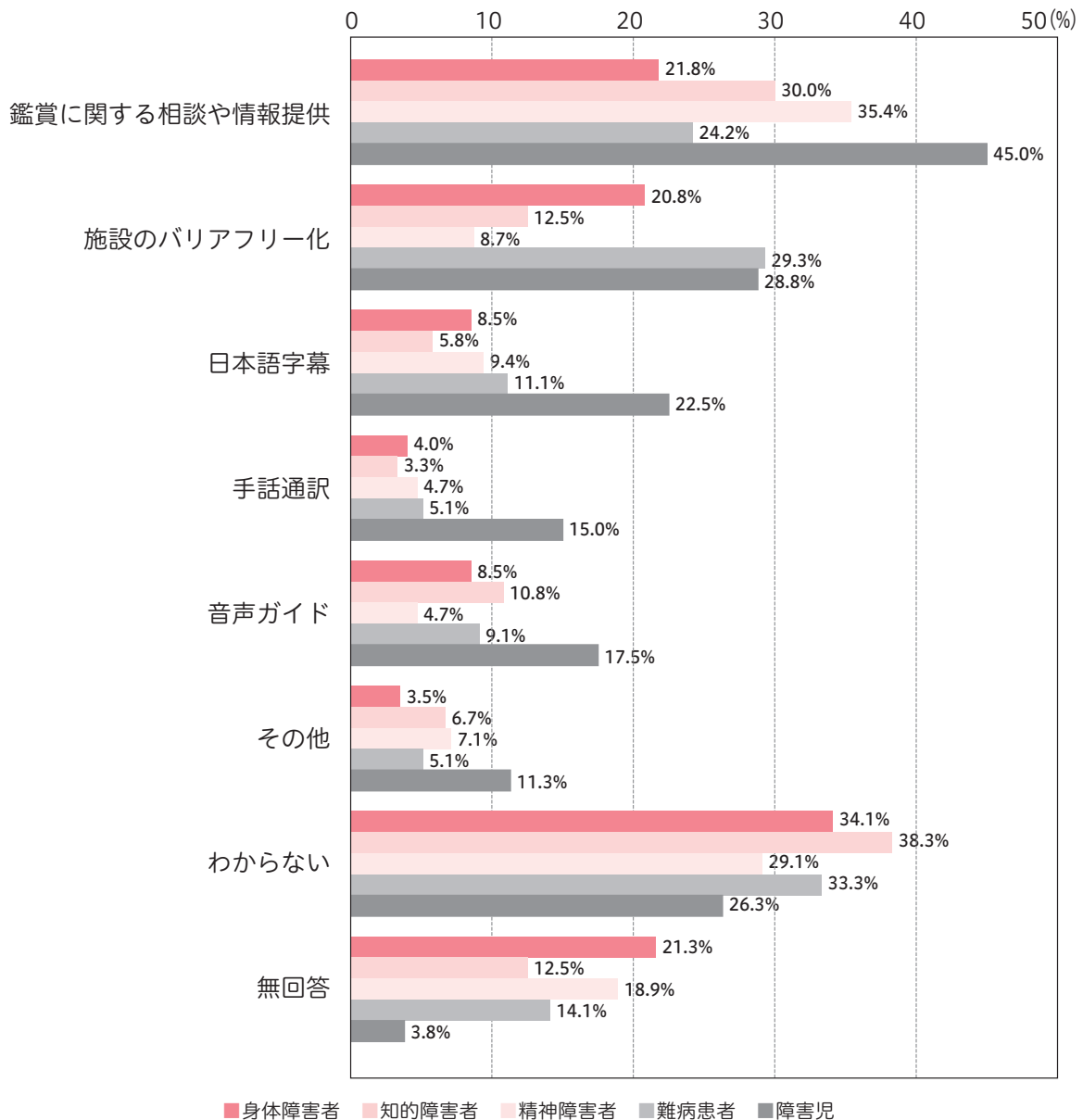
さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及を図ります。

### 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興

(2) スポーツの振興

## ■ (障害者・児アンケート) 文化芸術鑑賞に必要な支援



### (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興

- ① 文化芸術活動に関する人材の養成・確保等の支援や、障害者の優れた芸術作品の展示などを通して、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
- ② 市立文化施設の利便性向上や公演・展示等における配慮の提供などに取り組み、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。

- ③ 小・中学校・特別支援学校等において、文化芸術活動団体による実演芸術の公演を行うことにより、子どもたちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供します。
- ④ 障害者の文化芸術活動への参加を通じて障害者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、ゆうあい館交流事業等を通じて、障害者の文化芸術活動の普及を図るとともに、鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターや民間団体等と連携して、文化芸術活動等に関する取組を進めます。
- ⑤ 聴覚に障害のある方々のためのバリアフリー字幕及び視覚に障害のある方々のための音声ガイド等の配慮に取り組むことにより、文化芸術の普及・振興に寄与します。
- ⑥ レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための取組を進めます。
- ⑦ 読書バリアフリー法等を踏まえ、市立図書館、学校図書館等が連携し、障害者等の読書環境の充実を図ります。 **再掲** 8-(3)-③

## (2) スポーツの振興

- ① 障害者が地域においてスポーツに親しむために、障害者スポーツに知見のあるスポーツ指導者の確保や、地域で活動するスポーツ団体等による受入体制の確保のほか、障害者に配慮した施設・設備のバリアフリー化を図るなど、障害者にやさしいスポーツ環境の整備を推進します。
- ② 令和5年の特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）や県障害者スポーツ大会等を通じて、障害者のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等と連携して、スポーツに関する取組を進めます。



# 資料編

---

- ・ 鹿児島市の障害者手帳所持者数
- ・ 用語解説
- ・ 障害福祉サービス等の種類
- ・ 障害者等実態調査概要

## 鹿児島市の障害者手帳所持者数

### 1 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

障害種別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
<b>身体障害者</b>	<b>27,907</b>	<b>28,373</b>	<b>28,954</b>	<b>28,988</b>	<b>29,117</b>
18歳未満	565	575	573	564	556
18歳～64歳	7,364	7,217	7,283	7,141	7,471
65歳以上	19,978	20,581	21,098	21,283	21,090
<b>知的障害者</b>	<b>5,641</b>	<b>5,798</b>	<b>5,747</b>	<b>6,153</b>	<b>6,347</b>
18歳未満	1,336	1,380	1,364	1,500	1,573
18歳～64歳	3,829	3,925	3,880	4,137	4,236
65歳以上	476	493	503	516	538
<b>精神障害者</b>	<b>5,893</b>	<b>6,176</b>	<b>6,451</b>	<b>6,673</b>	<b>7,184</b>
18歳未満	66	80	98	114	145
18歳～64歳	4,492	4,662	4,832	4,975	5,347
65歳以上	1,335	1,434	1,521	1,584	1,692
<b>合 計</b>	<b>39,441</b>	<b>40,347</b>	<b>41,152</b>	<b>41,814</b>	<b>42,648</b>
18歳未満	1,967	2,035	2,035	2,178	2,274
18歳～64歳	15,685	15,804	15,995	16,253	17,054
65歳以上	21,789	22,508	23,122	23,383	23,320

※ 各年4月1日現在 ※ 合計は、複数の障害種別に該当する者の重複あり

### 2 障害者手帳所持者数の内訳

#### (1) 身体障害者手帳

(単位：人)

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声、言語 又はそしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
<b>1 級</b>	<b>732</b>	<b>145</b>	<b>10</b>	<b>3,541</b>	<b>5,201</b>	<b>9,629</b>
18歳未満	6	1	0	176	75	258
18歳～64歳	207	55	6	1,071	1,384	2,723
65歳以上	519	89	4	2,294	3,742	6,648
<b>2 級</b>	<b>690</b>	<b>634</b>	<b>18</b>	<b>3,688</b>	<b>134</b>	<b>5,164</b>
18歳未満	3	48	0	92	0	143
18歳～64歳	187	257	3	1,018	42	1,507
65歳以上	500	329	15	2,578	92	3,514
<b>3 級</b>	<b>114</b>	<b>336</b>	<b>137</b>	<b>2,368</b>	<b>1,542</b>	<b>4,497</b>
18歳未満	0	9	1	44	31	85
18歳～64歳	32	54	32	547	295	960
65歳以上	82	273	104	1,777	1,216	3,452
<b>4 級</b>	<b>111</b>	<b>743</b>	<b>81</b>	<b>3,315</b>	<b>2,222</b>	<b>6,472</b>
18歳未満	2	11	3	8	11	35
18歳～64歳	20	70	44	690	524	1,348
65歳以上	89	662	34	2,617	1,687	5,089
<b>5 級</b>	<b>209</b>	<b>9</b>		<b>1,263</b>		<b>1,481</b>
18歳未満	1	0		9		10
18歳～64歳	68	4		444		516
65歳以上	140	5		810		955
<b>6 級</b>	<b>80</b>	<b>1,111</b>		<b>683</b>		<b>1,874</b>
18歳未満	2	20		3		25
18歳～64歳	21	113		283		417
65歳以上	57	978		397		1,432
<b>合 計</b>	<b>1,936</b>	<b>2,978</b>	<b>246</b>	<b>14,858</b>	<b>9,099</b>	<b>29,117</b>
18歳未満	14	89	4	332	117	556
18歳～64歳	535	553	85	4,053	2,245	7,471
65歳以上	1,387	2,336	157	10,473	6,737	21,090

※ 令和4年4月1日現在 ※ 2つ以上の障害がある場合は、主たる障害で、合計指数に応じた等級により計上



## 【参考】内部障害の内訳

(単位：人)

障害種別	心臓 機能障害	腎臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸 機能障害	免疫 機能障害	肝臓 機能障害	合計
<b>1 級</b>	<b>2,655</b>	<b>2,227</b>	<b>203</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>31</b>	<b>70</b>	<b>5,201</b>
18歳未満	55	2	8	0	3	0	8	76
18歳～64歳	409	875	35	3	4	26	30	1,382
65歳以上	2,191	1,350	160	2	3	5	32	3,743
<b>2 級</b>	<b>71</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>32</b>	<b>9</b>	<b>134</b>
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳～64歳	4	0	0	3	1	29	5	42
65歳以上	67	0	14	3	1	3	4	92
<b>3 級</b>	<b>1,274</b>	<b>15</b>	<b>134</b>	<b>78</b>	<b>3</b>	<b>34</b>	<b>4</b>	<b>1,542</b>
18歳未満	27	0	1	3	0	0	0	31
18歳～64歳	202	5	18	32	2	34	2	295
65歳以上	1,045	10	115	43	1	0	2	1,216
<b>4 級</b>	<b>1,106</b>	<b>3</b>	<b>60</b>	<b>1,011</b>	<b>11</b>	<b>28</b>	<b>3</b>	<b>2,222</b>
18歳未満	6	0	2	2	0	0	0	10
18歳～64歳	228	1	8	250	9	28	2	526
65歳以上	872	2	50	759	2	0	1	1,686
<b>合計</b>	<b>5,106</b>	<b>2,245</b>	<b>411</b>	<b>1,100</b>	<b>26</b>	<b>125</b>	<b>86</b>	<b>9,099</b>
18歳未満	88	2	11	5	3	0	8	117
18歳～64歳	843	881	61	288	16	117	39	2,245
65歳以上	4,175	1,362	339	807	7	8	39	6,737

※ 令和4年4月1日現在

## (2) 療育手帳

(単位：人)

障害種別	A 1	A 2	A	B 1	B 2	B	合計
<b>合計</b>	<b>1,446</b>	<b>1,178</b>	<b>8</b>	<b>1,639</b>	<b>2,064</b>	<b>12</b>	<b>6,347</b>
18歳未満	182	242	0	321	826	2	1,573
18歳～64歳	1,158	774	6	1,124	1,168	6	4,236
65歳以上	106	162	2	194	70	4	538

※ 令和4年4月1日現在 ※「A」「B」は昭和54年5月10日以前の判定

## (3) 精神障害者保健福祉手帳

(単位：人)

障害種別	1 級	2 級	3 級	合計
<b>合計</b>	<b>297</b>	<b>5,453</b>	<b>1,434</b>	<b>7,184</b>
18歳未満	2	104	39	145
18歳～64歳	111	4,065	1,171	5,347
65歳以上	184	1,284	224	1,692

※ 令和4年4月1日現在

## 3 指定難病（難病法）に係る特定医療費受給者証所持者数

(単位：人)

年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者数	4,868	4,934	5,265	5,810	5,669
対象疾病数	330	331	333	333	338

※ 各年4月1日現在 ※ 令和4年4月1日現在、「障害者総合支援法」による福祉サービスの対象となる疾患は 366 疾病

## 用語解説

### あ行

#### アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

---

#### 医学的リハビリテーション

主に、医師や理学療法士等の医療技術者が行う、基本動作能力の回復を目的とする理学療法や、応用的動作能力・社会適応力の回復を目的とした作業療法、言語能力の回復を目的とした言語療法等の医学的治療。

---

#### 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

---

#### 移動支援（事業）

屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、社会参加と自立を促すために外出時の支援を行うこと。

---

#### 医療的ケアが必要な障害児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。

## 医療保護入院

精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のための入院が必要であると判断された場合に、本人の同意がなくても、家族等の同意を得て治療がなされる精神保健福祉法による入院形態の一つ。

---

## インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

---

## ウェブアクセシビリティ

「アクセスのしやすさ」を意味する。高齢者や障害者のほか、病気やけがなどで一時的に障害のある人などすべての人が、ホームページで提供されている情報に問題なくアクセスできるように配慮すること。

# か行

## 学習障害

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

---

## 鹿児島県福祉のまちづくり条例

すべての県民が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加し、生きがいを持って暮らせる地域社会を築くため、高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限している様々な障壁を取り除くことを目的

に、制定された条例で、多くの人々が利用する病院や福祉施設、劇場、百貨店、共同住宅等の建築物や道路、公園その他の公共的施設について、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるための整備基準が定められている（平成11年3月制定）。

---

### 鹿児島市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき策定される本市の障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業等の円滑な実施に関する計画。「鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画の位置付け。

---

### 鹿児島市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づき策定される本市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。「鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画の位置付け。

---

### 鹿児島市障害者差別解消支援協議会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条に基づき設置される協議会。本市において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に実施するため、対応事例等の情報共有及び構成機関等への提言等を行う。

---

### 鹿児島市障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき設置される協議会。本市の障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課

題を共有し、地域の支援体制の整備等について協議を行う。

---

### 鹿児島市障害者施策推進協議会

障害者基本法第36条第4項に基づき設置される協議会。関係機関・団体や行政機関の関係者が、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、施策の実施状況等について協議を行う。

---

### 鹿児島市障害者地域生活支援拠点

24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行うほか、施設などから地域生活への移行を希望する障害者に対して、グループホームやショートステイを利用した地域生活の体験の場を提供する施設。

---

### 鹿児島市福祉環境整備指針

障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が安全で快適に施設利用ができるような生活環境を創出するために、建築物、道路、公園等についての統一的な技術基準を定めたもの（平成9年4月施行）。

---

### 高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。

## 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

---

## 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

# さ行

## サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

---

## 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

---

## 就職困難者等雇用奨励金制度

雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に在住する障害者、高齢者、

母子家庭の母等を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内の中小企業の事業主に奨励金を支給する制度。

---

## 市民福祉手当

### ●重度障害者手当

10月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住している20歳以上の重度障害者に支給する手当。

### ●遺児等修学手当

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住し、父母の一方又は両方が重度の障害者である家庭、又は父母の一方又は両方が離婚等でいない家庭において、義務教育中の児童を養育している者に支給する手当。

### ●重度障害児手当

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住し、20歳未満の重度障害児の保護者に支給する手当。

---

## 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態のこと。

---

## 住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者をはじめとする住宅確保要配慮者の住まいを確保するとともに、円滑な入居・居住を支援する制度。

---

## 障害者基幹相談支援センター

障害のある方やその家族等からの相談にワンストップで応じ、問題解決に向けて一緒に考え、情報提供や助言等、福祉サービスの利用支援や調整を行う。



平成24年10月に市民福祉プラザ3階に障害者虐待防止センターとの併設で開所。

---

### 障害者技能労働者激励金

障害者技能競技大会（アビリンピック）全国大会及び国際大会に参加する市内在住者に対して支給する激励金。

---

### 障害者雇用率制度

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。令和5年4月1日からは、民間企業では2.3%、国・地方公共団体等では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%で段階的に引き上げられる。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

---

### 心身障害者扶養共済制度

心身に障害があるために、独立自活することが困難な者を扶養している者が、その生存中毎月一定の掛け金を納付することにより、扶養者が死亡又は重度障害者となった場合に、残された障害（児）者に年金を支給する制度。

---

### 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）

#### ●盲導犬

目の不自由な者を安全に誘導するための必要な訓練を受けた犬。白色又は黄色の用具を付けている。

### ●介助犬

肢体不自由者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う犬。

### ●聴導犬

聴覚障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、必要に応じ音源への誘導を行う犬。

---

## 成年後見制度

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な者に対し、財産管理や介護サービスの利用契約などを成年後見人が行うことによって、保護し支援する制度。

## た 行

### 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想

道路管理者や公共交通事業者など関係機関が一体となって、本市における道路や公共交通機関などハード面のバリアフリー化の推進のほか、「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策の取組強化に向けて策定した構想（令和4年3月策定）。

---

### 地域医療連携計画

県が医療提供体制の確保を図るために定めている「鹿児島県保健医療計画（平成30年3月）」の一部を構成する計画。5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、離島・へき地医療、周産期医療、小児医療・小児救急医療）及び在宅医療について、本市の特性や実情

を踏まえた保健医療サービスに対するニーズを把握し、地域医療連携体制を主な内容とする適切な保健医療提供体制等を定めている。

---

## 地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する施設。

---

## 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

### ●地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設又は矯正施設に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うもの。

### ●地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うもの。

---

## 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方と聴覚障害者等以外の方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービス。

---

## 特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握

し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## な行

### ナイスハート支援事業

障害者施設の生産物やレストラン等の販売を促進するため、市内の障害福祉サービス事業所を設置している法人等で構成する「鹿児島市ナイスハート運営協議会」による活動経費の一部を助成する事業。

※ ナイスハート：国際障害者年の主旨を踏まえ、障害者福祉の増進を図るために設置された基金の名称が由来。障害者就労施設の商品販売の際に用いられている。

### 難病

難病法においては、「難病」を①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするもの、と定義し、これらの4つの条件を満たす疾病と定義されている。

この「難病」のうち、①患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと、②客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること、の要件を満たすものを「指定難病」と定義し、医療費助成の対象としている。令和5年3月末、338疾患が対象。

なお、障害者総合支援法の対象となる難病の疾病は、令和5年3月末、366疾病である。

### 日常生活用具

在宅の障害者の日常生活がより円滑に行われるために給付する用具。特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器、ストーマ用具など。

## NET119・119番FAX・メール119

火災・救急・救助などの災害が発生した際に、言葉や聴覚などが不自由な方が、スマートフォンやFAX、電子メールを利用して消防局へ通報する手段。

## は行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

### ピアサポート

ピア（peer）は「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

### ひとり暮らし障害者等安心通報システム

ひとり暮らしの重度身体障害者等が自宅で安心して暮らせるように、急病・災害・事故などの緊急時に、押しボタンやセンサーの通知により委託先の警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行うシステム。

## 避難行動要支援者避難支援等プラン

本市における避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等の体制の確立に必要な事項を定めるもの。

---

## 110番アプリシステム・障害者用メール110番・ファックス110番

言葉や聴覚が不自由な方が事件や事故に遭った際の、スマートフォンのアプリや電子メール、ファックスを利用した警察へ通報する手段。

---

## 福祉有償運送

道路運送法において規定されている「自家用有償旅客運送」の一つで、単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な障害者や要介護認定を受けている方のために、NPOなどの法人が行う有償の移送サービスのこと。

---

## 福祉避難所

小・中学校の体育館や福祉館などの一般の指定避難所での生活において、何らかの特別な配慮を必要とする方で、身体等の状況が介護保険施設、障害者支援施設、医療機関などへ入所・入院するには至らない方を対象とする避難所。

---

## 補装具

身体の失われた機能や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。眼鏡、視覚障害者用安全杖、補聴器、車いす、上下肢装具など。

## や 行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

---

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

---

### 夢すこやかファイル

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の成長を関係する機関で一緒に見守り、支援することができるように、相談歴や療育歴、支援歴等を記録する相談支援ファイル。

---

### 養護者

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの（障害者虐待防止法第2条第3項）。具体的には、障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人。



## 障害福祉サービス等の種類

### ■ 障害福祉サービスの種類

在宅生活や外出などでの支援を受ける「訪問系サービス」、施設等で昼間の活動などの支援を受ける「日中活動系サービス」、入所施設等で住まいの場における支援を受ける「施設系・居住支援系サービス」、自立した日常生活・社会生活のための訓練、就労の支援を受ける「訓練系・就労系サービス」があります。

### 訪問系サービス

サービスの名称と内容	対象者	障害支援区分認定
<p><b>居宅介護（ホームヘルプ）</b> 居宅で入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる支援</p>	<p>障害支援区分が区分1以上の人（障害児はこれに相当する心身の状態） ※通院等介助（身体介護を伴う場合）は区分2以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち、該当項目に認定されている人</p>	要
<p><b>重度訪問介護</b> 重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の介護など総合的な支援とともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または介護医療院に入院または入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援</p>	<p>障害支援区分が区分4以上の人であって以下の項目に該当する場合</p> <p>①重度の肢体不自由者 下記のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●二肢以上に麻痺等があること</li> <li>●障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されていること</li> </ul> <p>②重度の知的障害者・精神障害者 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人</p> <p>※ただし、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院または助産所に入院または入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上の人</p>	要

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援 区分認定
<p><b>同行援護</b></p> <p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などの支援。</p>	<p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する人</p>	<p>要 または 不要</p>
<p><b>行動援護</b></p> <p>知的障害や精神障害により行動上著しい困難があり、常に援助が必要な人に、危険回避のための援護、移動中や、排せつ・食事介護等の支援</p>	<p>障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人（障害児はこれに相当する心身の状態である人）</p>	<p>要</p>
<p><b>重度障害者等包括支援</b></p> <p>常に介護が必要な人のうち、介護が必要な程度が非常に高いと認められる場合の、居宅介護等の障害福祉サービスの包括的な支援</p>	<p>障害支援区分が区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって以下の項目に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重度訪問介護の対象で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気管切開を伴う人工呼吸器で呼吸管理を行っている身体障害者（筋ジストロフィー、脊椎損傷、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等）</li> <li>● 最重度知的障害者</li> </ul> </li> <li>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人</li> </ul>	<p>要</p>

## 日中活動系サービス

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援 区分認定
<p><b>短期入所（ショートステイ）</b> 居宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間の施設入所による入浴や食事介護等の支援</p>	<p>障害支援区分が区分1以上の人（障害児は厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する児童）</p>	要
<p><b>療養介護</b> 医療の必要な障害者で、常に介護が必要な場合、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の支援</p>	<p>①障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人 ②障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する人 ア 重症心身障害者または進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアスコアが16点以上の人 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人であって、医療的ケアスコアが8点以上の人 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の人 ③①及び②に準ずる人として市町村が認めた人</p>	要
<p><b>生活介護</b> 常に介護が必要な場合、主として昼間に施設で入浴や排泄、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の身体的機能または生活能力向上のための支援</p>	<p>障害支援区分が区分3以上の人（施設入所者は区分4以上） ※ただし、50歳以上の場合は、区分2以上の人（施設入所者は区分3以上）</p>	要

## 訓練系・就労系サービス

サービスの名称と内容	対象者	障害支援区分認定
<p><b>自立訓練</b></p> <p>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体の機能や生活能力向上のための支援</p>	<p>(機能訓練) 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者</p> <p>(生活訓練) 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者</p>	不要
<p><b>就労移行支援</b></p> <p>一般就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会、知識や能力の向上のための訓練などの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介その他支援が必要な人</li> <li>※ただし、65歳以上の人は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた人に限る</li> <li>● あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより就労を希望する人</li> </ul>	不要
<p><b>就労継続支援(A型・B型)</b></p> <p>通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練などの支援</p>	<p>(A型) 企業等に一般就労することが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人</p> <p>※ただし、65歳以上の人は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた人に限る</p> <p>(B型) 就労移行支援等を利用して企業への雇用につかぬ人や一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人</p>	不要

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援区分認定
<p><b>就労定着支援</b></p> <p>生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るための、関係機関との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での問題に関する相談、指導および助言等の支援</p>	<p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者等</p>	不要

### 施設系・居住支援系サービス

サービスの名称と内容	対 象 者	障害支援区分認定
<p><b>施設入所支援</b></p> <p>施設に入所する場合の、主として夜間の入浴や排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援</p>	<p>障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上は区分3以上）</p> <p>自立訓練、就労移行支援利用者にとっては、生活能力により単身での生活が困難な人または地域社会資源の状況等により通所することが困難な人</p>	要
<p><b>自立生活援助</b></p> <p>単身で生活する障害者等に対し、定期的な巡回訪問や関係機関との連絡調整など自立した日常生活のための支援</p>	<p>障害者施設やグループホームを利用していただ障害者または居宅において単身であるためもしくは家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者</p>	不要
<p><b>共同生活援助（グループホーム）</b></p> <p>共同生活を営む住居に入居する場合の、主として夜間の相談（入浴や排泄、食事の介護）その他必要な日常生活上の支援</p>	<p>障害者（身体障害者にとっては、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）</p>	要 または 不要

## ■ 障害児通所支援の種類

サービスの名称と内容	対 象 者
<p><b>児童発達支援</b></p> <p>未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。</p>	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児</p> <p>(例)</p> <p>市町村等が行う乳幼児健診や県子ども総合療育センター、医療機関等で療育の必要性があると認められた児童</p>
<p><b>放課後等デイサービス</b></p> <p>就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。</p>	<p>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が認められた障害児</p>
<p><b>保育所等訪問支援</b></p> <p>保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。</p>	<p>保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児または乳児院、児童養護施設に入所する障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児</p>
<p><b>居宅訪問型児童発達支援</b></p> <p>重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。</p>	<p>重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児</p>



## 障害者等実態調査概要

### 1 調査の目的

第五次鹿児島市障害者計画の策定にあたり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者及び障害児の日常生活の実態や福祉サービスに対するニーズとともに、障害福祉に関する市民意識を把握するため、アンケート方式による調査を実施した。

### 2 調査期間

令和4年9月8日（木）～令和4年9月22日（木）

### 3 調査の種類

#### (1) 身体障害者調査

身体障害者手帳所持者の中から障害の種類別は無作為に抽出し、郵送による調査を行った。

配布件数	回収件数	回収率
900件	399件	44.3%

#### (2) 知的障害者調査

療育手帳所持者の中から無作為に抽出し、郵送による調査を行った。

配布件数	回収件数	回収率
250件	120件	48.0%

#### (3) 精神障害者調査

精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為に抽出し、郵送による調査を行った。

配布件数	回収件数	回収率
370件	127件	34.3%

#### (4) 難病患者調査

特定医療費（指定難病）受給者証所持者の中から無作為に抽出し、郵送による調査を行った。

配布件数	回収件数	回収率
200件	99件	49.5%



#### (5) 障害児通所支援事業利用者

障害児通所支援事業利用者の中から無作為抽出し、郵送による調査を行った。

配布件数	回収件数	回収率
200件	80件	40.0%

#### (6) 一般市民調査

(1)～(5)を除く一般市民の中から無作為に抽出し、郵送による調査を行った。

配布件数	回収件数	回収率
500件	171件	34.2%

#### (7) 合計

配布件数	回収件数	回収率
2,420件	996件	41.2%

### 4 集計上の留意点

- (1) 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- (2) 複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合がある。



あなたとわくわく



**マグマシティ**  
鹿児島市